

入 札 説 明 書

令和 8 年 7 月 6 日
都市建設部建築住宅課

- 1 工 事 名 狭山市保健センター改修工事
- 2 工事場所 狭山市狭山台 3 丁目 2 4 番
- 3 工 期 契約日から令和 1 0 年 3 月 2 7 日まで

4 工事概要

改修工事（エレベータ 除くスケルトン改修）

- ・ 建築工事
 - 外壁改修：高圧水洗清掃及び下地処理の上、防水形複層塗材 RE
 - 防水改修：既存防水層撤去の上、
改質アスファルトシート防水常温粘着工法・露出断熱仕様（ASI-J1）
 - 内装改修：レイアウト変更に伴う天井・床・間仕切り壁・
内部建具の撤去、新設
 - 塗装改修：鉄部・ボード類等の塗装改修
- ・ 電気設備工事
 - 電灯設備、動力設備、拡声設備（非常放送設備）、非常照明、
自動火災報知設備等のレイアウト変更に伴う更新
- ・ 給排水衛生設備工事
 - 衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、消火設備等のレイアウト変更
に伴う更新
- ・ 空気調和・換気設備工事
 - 単一ダクト方式から個別空調方式への変更
- ・ 上記工事に伴う付帯工事一式

5 施工上の諸注意

- ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期す。
- ・ 工事の実施に際しては、市担当者と十分連絡調整を図り実施する。
- ・ 工事中給排水電力等は受注者の責による。
工事車両等の出入りには十分配慮すること。
- ・ 搬入路及び周辺道路については、関係部所と十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、事故防止に努める。
- ・ 道路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行う。
- ・ 同一敷地内の狭山市急患センターが運営継続している中での保健センター改修実施となることから、急患センター業務への支障が少ない改修工事となるよう留意すること。
- ・ 監督員が指定する別契約工事に関して、今回工事全体としてとらえ、主導的に調整を行うこと。

6 その他

- ・ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・ 本工事は防衛省の補助対象事業であり、会計検査の受検対象となった際には資料作成等の協力をすること。
- ・ 本契約締結後、速やかに前払金の支払いを発注者に請求するものとする。
- ・ 発注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う。
- ・ 本工事は、狭山市保健センター改修工事請負契約約款を適用する。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和8年7月13日（月） 午前10時まで
回答方法	質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
回答日時	令和8年7月21日（火） 午前10時から